

加入光ファイバに係る接続制度の在り方について



2015年3月19日
KDDI株式会社

※本資料中では敬称を省略しております。

KDDIのFTTHサービス

自前設備で関東・中部・沖縄エリアでFTTHサービスを展開

それに加え、

NTTシェアドアクセスを利用することで
全国でのサービス提供
を実現

auひかり

コミュア光⁺ by etc

au 沖縄セルラー
OKINAWA CELLULAR

高速で低廉なFTTHサービスをいち早く導入

NTTシェアドアクセスを利用し、NTTに先行して
最大1Gbpsのサービスを提供開始

2008年サービス提供開始時の比較

**KDDI
ギガ得プラン**

**NTT東日本
NTT西日本**

速

最大1Gbps

最大100Mbps

安

月額5,200円

月額6,400円～6,600円

*金額は全て税抜表示。

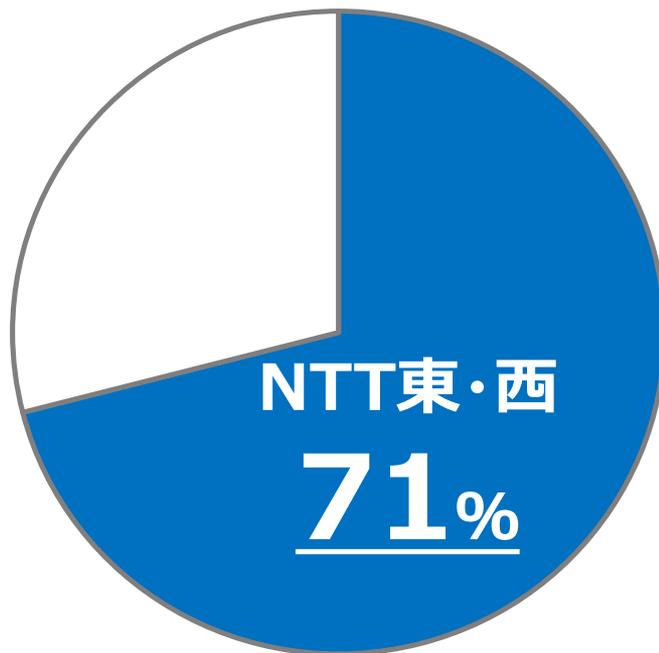
これまで当社は

FTTH市場の競争促進を牽引

しかしながら、まだまだ競争が不十分

【FTTH契約者数シェア】

2014年9月末



NTT東・西が高いシェアを占める

競争促進が必要なのに・・・

**今回認可申請された2015年度接続料が
2001年度の接続料設定以来**

初めての値上げ!?

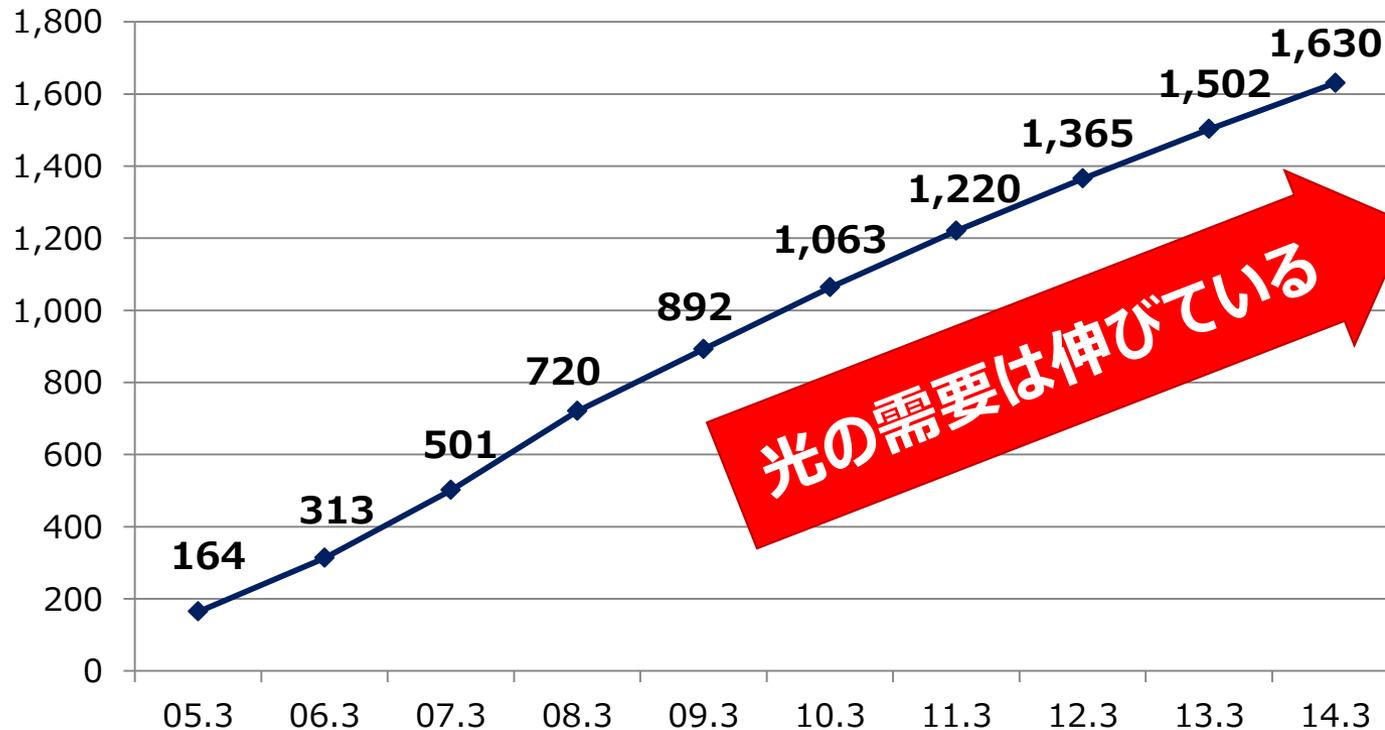
需要は伸びている

光ももっと普及させる必要がある

そんな時に値上げで良いのか？

戸建向け（※）FTTH契約者数の推移

（単位：万契約）



接続料は更に上昇する見込み

しかも値上げは**一過性**ではなく**今後も続く**



*シェアアクセスの方式の光信号主端末1回線当たりの月額接続料の推移 (単位: 円)
*接続料はNTT東 (タイプ1-2。実績原価方式で算定される局外スプリッタの接続料を含む) の場合
*H28年度の乖離額及びH29年度以降の接続料・乖離額はKDDIが推計して作成

このまま接続料の上昇を放置すると

「接続」から事業者を締め出し

FTTH市場の競争が後退



**料金低廉化、サービス多様化が実現されず
利用者に還元されない**

「接続」による競争消滅の危機

NTT依存のサービス

(フレッツ光 or サービス卸)

だけで良いのか？

今、手を打たないと**手遅れに**

接続料の値上げ回避

に向けて、検討していただきたいこと

抜本的な見直しが必要

“接続料の算定
方法の在り方”
について



より合理的な
個別費用の扱い
(全体の約半数を占める
未利用芯線等)

全ての費用が主端末回線
に連動することが前提

詳細を分析したうえで**見直し**が必要

さらに接続料の上昇抑止策が必要

“事業の安定性・
継続性”について



接続料の急激な変動の
抑制措置
(乖離額の複数年負担)

“コストの抑制”
について



光ファイバケーブルの
耐用年数見直し

光配線区画の問題

抜本的な解決策はないが
継続して改善することが大事

光配線区画の統合等

1 光配線区画
当たりの
世帯数の適正化

運用の改善

事後的な光配線区画
の分割・縮小の是正

運用の徹底

1 光配線区画における
局外スプリッタの
適正設置

NTT依存のサービス (フレッツ光 or サービス卸)

だけではなく

**「接続」による多様なサービスの提供
競争の促進が重要**

そのためには

接続料の値上げ回避が必要

ヒアリング項目に対する当社の考え①

1. 総論

| 項目／内容 | 当社の考え |
|---|--|
| <p>① 第二次答申後の取り組みに関する評価について</p> <p>これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組の成果をどのように評価すべきか。</p> <p>※第二次答申は、光配線区画の見直しを、「他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応」と位置付けた。答申後の取組は、こうした観点から成果を上げているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○「接続事業者向け光配線区画」は、高額なシステム開発費の負担の必要があるなど、現実的な解決策にはなり得ていない。 ○また、「光配線区画」の統合実績は、2014年9月末時点でNTT東で約0.9%、NTT西で約3.1%に留まっており、抜本的な解決策にはなっていないものの、今後も継続して改善を進めることが重要。 ○エントリーメニューについては、FTTH市場へのエントリーコストを低廉化するための効果はあるものと考えるが、残念ながら、本メニューの利用実績がないため、評価できる状況ではない。 |
| <p>② 接続事業者の参入を容易にするための更なる措置について</p> <p>これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組の成果を踏まえて、接続事業者の参入を容易にするための更なる措置を検討する必要があるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○接続事業者の参入を容易にするには、加入光ファイバに係る接続料全般の更なる低廉化を図ることが必要であり、特に主端末回線の接続料低減が最も効果的。 ○従って、主端末回線の接続料を低減させる措置の検討が必要。 |
| <p>③ 「光配線区画」における利用者獲得の現状について</p> <p>「光配線区画」の中で、多くの利用者を獲得することが現状で困難なのはなぜか。また、課題を解消するためにどのような措置が考えられるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○NTT東・西が主張する1光配線区画当たり平均50世帯、40世帯という数字は、シェアアクセスで提供し得ない大規模マンション等の世帯数も含まれており、実態として提供可能な世帯数が少ない状況にあるため、多くの利用者を獲得しにくい状況にある。 ○1光配線区画あたりの世帯数の適正化を図るためには、「光配線区画」の統合が有効であり、今後も継続して「光配線区画」の統合を進めていくことが重要。 |

ヒアリング項目に対する当社の考え②

1. 総論

| 項目／内容 | 当社の考え |
|--|--|
| ④提供エリアの拡大について | <ul style="list-style-type: none">○当社が提供する「auひかり ホーム」の世帯カバー率は約70%。○当社は、当社のグループ会社及び「auスマートバリュー」の提供事業者とあわせて、既に日本全国でFTTHサービスを提供しているため、現時点において、大幅なエリア拡大は予定していない。 |
| FTTHサービスの世帯カバー率はどの程度か。また、今後、提供エリアを拡大する予定はあるか。拡大する場合、自己設置による拡大と、接続による拡大のどちらが選択されるか。 | |
| ⑤「サービス卸」との関係について | <ul style="list-style-type: none">○NTT依存のサービス（フレッツ光 or サービス卸）だけでは、競争による技術革新を通じたサービスの高度化・多様化や料金の低廉化が進まず、利用者利便の向上が図られない。○「サービス卸」が始まったことにより、FTTH市場に参入する事業者が「接続」を選択せず、「サービス卸」ばかりを選択し、NTT依存のサービスばかりになってしまう可能性がある。○競争を促進し、利用者利便の向上を図るためには、「接続」による多様なサービスの提供が必要であり、今まで以上に、接続料の低廉化を図り、FTTH市場に参入する事業者「接続」の選択を促すことが必要。 |
| NTT東西が「サービス卸」を始めたことが、今回の議論にどのような影響を及ぼすのか。 | |

ヒアリング項目に対する当社の考え③

2. 加入光ファイバに係る接続料の算定の在り方

| 項目／内容 | 当社の考え |
|--|--|
| <p data-bbox="69 325 716 361">① 収容率の向上に対するインセンティブについて</p> <p data-bbox="69 425 857 582">接続事業者の参入によって、収容数の少ない主端末回線が増えると、設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるという懸念に対応するため、収容率の向上に対する何らかのインセンティブが必要か。</p> <p data-bbox="69 629 861 758">※ 現行の接続料算定方法では、収容数を増やせば利用者当たり平均接続料が低くなるため、収容率を向上させるインセンティブが働く。算定方法を見直すとしても、収容率の向上に向けたインセンティブが働くようにする必要があるか。</p> | <p data-bbox="909 504 1837 575">○ 設備利用効率の低下は、接続料低廉化の妨げになるため、収容率の向上に対するインセンティブは必要。</p> |
| <p data-bbox="69 818 780 853">② 接続料原価を構成する個別費用の分析について</p> <p data-bbox="69 915 861 1110">接続料の算定方法については、現行の方法では全ての費用が主端末回線数（芯線数）に連動することが前提とされているが、未利用芯線に係る費用や共通経費を含む個別の費用が何に連動して発生しているかをより精緻に分析する必要があるか。</p> <p data-bbox="69 1158 861 1286">※ 接続料の体系は、制度上、費用の発生の態様を考慮し、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定することを原則としているが、上記のような前提（全ての費用が主端末回線の芯線数に連動）を置くことに合理性はあるか。</p> | <p data-bbox="909 903 1866 1061">○ 「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」で、個別費用の分析を行い、メタル回線と光ファイバ回線との費用の配賦方法が見直されたように、加入光ファイバの接続料原価を構成する個別費用についても、より合理的な扱いを検討する必要がある。</p> <p data-bbox="909 1082 1866 1203">○ なお、個別費用の分析にあたっては、例えば、全体の約半数を占める未利用芯線について優先して分析を行うなど、見直した場合の効果が高いと想定されるものを、優先して対応することが適当。</p> |

ヒアリング項目に対する当社の考え④

3. その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方

| 項目／内容 | 当社の考え |
|--|---|
| 具体的な課題と対応について | <ul style="list-style-type: none">○シェアアクセス方式では、1主端末回線当たりの収容数の向上が重要であり、そのためには、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置が必要。○1 光配線区画あたりの世帯数の適正化のためには、「光配線区画」の統合が有効ですが、あわせて、事後的に「光配線区画」が分割・縮小されないような取り組みが必要。○接続事業者のエリア展開後、事後的に「光配線区画」が分割・縮小されてしまうと、接続事業者が当初想定した収容数の確保が困難となり、事業運営に多大な影響を及ぼす。○また、1 光配線区画における局外スプリッタの設置については、分岐端末回線を最大収容数まで収容してから次の局外スプリッタを設置することが前提ですが、この運用が守られないと、接続事業者が本来不要な主端末回線接続料等の負担を強いられることから、適正な運用の徹底が必要。○このように、「光配線区画」の問題については、運用の徹底・改善によって、継続して改善を進めることが重要。 |
| <p>加入光ファイバに係る接続料の算定方法以外で、具体的にどのような競争政策上の課題があるか。また、課題への対処としてどのような対応が必要と考えられるか。</p> <p>※パブリックコメントでは、NTT東西が設置したシェアアクセス方式の加入光ファイバを、接続事業者が「接続」により利用してFTTHサービスを提供する際に、光配線区画がNTT東西により変更（分割）されてしまう、提供される情報だけでは光配線区画の明確な把握が困難であるといった指摘があるが、具体的にはどのような課題か。</p> | |

Designing The Future

KDDI